

昭和九年

小作争議調査表

No. 7

(月報番號第一九九號)

経過	事項	原因	地主關係團體	關係人員	場所	發生	結
	昭和九年度小作科 割五分減額案	大早魃と理由と免租と申請と中法と申す免租と行ふ等小作人等協同組合と集會し小作科減額を協成し之地地主に之を必要と行ふこと	小作人	地主 九人 小作人 六五人	山門郡瀬高野大字河内字渡切	昭和九年十二月二十八日 昭和十年一月二十六日	一 所者口夫と地主との賃貸契約に基き昭和九年度より廣田地一畝八斗を小作人居住に譲り五畝十三斗(小作科七斗三升四合)と外債十斗すこととし残余六畝三斗五升(小作科九斗三升五合)を元小作人田中の小作せりこと 二 月下小作人田中の作付中を季日令人に於て収獲すこと

(昭和十年一月分)

財團 協同會 福岡出張所

備考	結果
	一 所者口夫と地主との賃貸契約に基き昭和九年度より廣田地一畝八斗を小作人居住に譲り五畝十三斗(小作科七斗三升四合)と外債十斗すこととし残余六畝三斗五升(小作科九斗三升五合)を元小作人田中の小作せりこと 二 月下小作人田中の作付中を季日令人に於て収獲すこと